

## 令和6年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名： 軽井沢町

### 1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	83.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	108.4%
全職員	82.0%

### 2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

\* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

#### (1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁課長相当職	117.6%
本庁課長補佐相当職	97.9%
本庁係長相当職	85.8%

#### (2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	83.8%
31～35年	93.1%
26～30年	93.0%
21～25年	97.4%
16～20年	96.3%
11～15年	78.8%
6～10年	81.8%
1～5年	78.6%

#### 【説明欄】

- ① 軽井沢病院に在職する看護師及び介護福祉士について職員数の男女比で約4倍女性職員が多い。当該職には夜間勤務手当等の一般職には支給されない手当があることから、女性の給与水準が高くなっている。
- ② 任期の定めのない常勤職員以外の職員については、令和6年度より会計年度任用職員の専門職（保育士、看護師等）の処遇改善を行ったことにより、女性の給与水準が高くなっている。
- ③ 本庁課長相当職の男女差異について、対象となった女性4名のうち、2名は医師であることから女性給与割合が高くなっている。

\* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1年目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。